



中国における標準必須特許アップデート

■はじめに

中国は、経済発展ばかりでなく、標準必須特許（SEP）の分野でも発展しています。今回は中国におけるSEP発展の歴史と近年活発な世界的訴訟合戦について紹介します。

■SEPが関わる法律と執行機関

中国では、独占禁止法、専利法(特許法)、及び標準化法が、SEPに関係します。標準化法は標準化作業の強化を目的とし、過去紹介してきたようなSEPを巡る問題は専ら独占禁止法と専利法が関係します。

日本同様、中国でも、知的財産権の行使は独禁法の例外とされる一方で、知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為には独禁法が適用されます。以下は2008年8月施行の独禁法の執行機関です。

機関名	規制対象
商務部	事業者集中
国家発展改革委員会	価格独占行為
工商総局	価格独占協定

■SEP問題からガイドライン化への流れ

大企業が起こしたSEP問題が契機となって執行機関の指針発表に至っています。

(1) 2013年に争われたファーウェイ対インター・デジタル社（IDC）独禁法事件は、FRAND¹宣言したSEPの合理的実施料について判断した先駆的事件です。IDCは多数のSEPを保有しETSI²にFRAND宣言し、ファーウェイに対して4度ライセンス交渉をしましたが決裂しました。そこでIDCは米国デラウェア州地裁及び米国際貿易委員会に特許侵害で提訴しました。これに対し、ファーウ

イは深圳市中級人民法院にFRAND違反で提訴したところ、IDCに賠償金支払が命じられました。二審の広東省高級人民法院では、中国の民法通則及び契約法の「公平、平等、等価有償、信義誠実」の規則がFRAND義務内容に関する解釈に適用できるとし、IDCがファーウェイに提示した高額の実施料は差別的とし、一審の決定した実施料率を認めました。これを受けて、工商総局は2015年4月に「知的財産権濫用による競争の排除・制限行為の禁止に関する規定」を発表し、中国法上初めてSEPのFRAND義務について規定するに至りました。

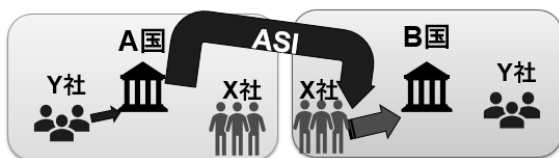
(2) 2015年2月に処罰決定されたクアルコム事件は、SEPライセンスについて市場支配的地位の濫用を認定した事例です。国家発展改革委員会は2013年にクアルコムが無線端末ベースバンドチップ市場において支配的地位を濫用した疑いで調査を開始し、2015年にクアルコムの地位濫用を認定して制裁金を科す行政処罰を決定しました。これを受けて、同委員会は2015年末に、工商総局は2016年頭に、それぞれ知的財産権濫用に関するガイドラインを発表しました。

(3) 2018年4月に、商務部、国家発展改革委員会及び工商総局の独占禁止法執行部門が統合して「国家市場監督管理総局」（SAMR）が設立されました。SAMRは、前身となる執行機関のガイドラインを発展させ、2020年9月に「知的財産権分野の独禁ガイドライン」を発表しました。このほか、北京市高級人民法院が2017年に、広東省高級人民法院が2018年にそれぞれSEPに関するガイドラインを発表しています。

■Anti-suit Injunction (ASI) 一禁訴令

外国の裁判所や行政機関に差止を求めてはならないという国境を越えた執行命令をご存知でしょうか。ASIです。2020年は中国の裁判所とドイツや米国の裁判所の間でASIを巡る紛争が続発して話題となりました。

(1) ASIとは実質的に同一の紛争が複数国(A国/B国)に係属している場合に一方当事者(X)によって他国(B国)裁判所へ求められる司法的救済を、他方当事者(Y)が自国(A国)の裁判所に執行禁止を求めることで出される差止命令です。



さらにASIを受けた一方の当事者(X)が他国(B国)の裁判所にA国における救済執行禁止を求める対抗措置(AASI³)もあります。中国の裁判所(人民法院)はASI裁定にあたり、①外国裁判所の判決執行が中国訴訟に与える影響、②保全措置の必要性、③保全措置不採用による申立人の損害と保全措置採用による被申立人の損害の比較考量、④公共の利益への影響、⑤国際礼讓の原則合致性等を考慮しています。

(2) ファーウェイ対Conversant紛争では、2018年にファーウェイが南京市中級人民法院に提訴後、Conversantがドイツ・デュッセルドルフ地方裁判所に提訴しました。ファーウェイは、ドイツで差止請求が認容された2020年8月27日当日に中国最高人民法院(SPC)にASIに基づく行為保全措置を申立て、翌日SPCはドイツの差止判決の執行を申請してはならないとの命令を発しました。最終的に当事者の和解が成立しました。

(3) 小米(シャオミ)対IDC紛争では、2013年に開始したFRAND交渉が行き詰まったため、小米が2020年に武漢市中級人民法院

(BMPC)に提訴したところ、IDCがインド・デリー高裁に提訴しました。BMPCは、IDCがデリー高裁へ提起した訴訟取下を求める小米の申立を認め、ASI命令を下しました。これに対し、IDCはBMPCによるASI命令の執行停止を求めたところ、デリー高裁はこれを認めAASI命令を下しました。

(4) サムスン対エリクソン紛争では、ライセンス合意不成立を受けて、サムスンは2020年12月7日にBMPCにエリクソンを提訴したところ、エリクソンは12月11日に米国テキサス州東部地区連邦地方裁判所(EDTX)にサムソンを提訴しました。BMPCは12月25日にサムソンの申立を認めASI命令を下し、一方、EDTXは12月28日にエリクソンの申立を認容し、サムスンが米国訴訟に干渉することを禁止しました。翌年3月、BMPCはエリクソンによる不服審査申立を棄却しました。

以上のように世界のASI紛争にはいつも中国の裁判所が絡んでいるともいえ、SEP紛争の震源地といってもよい状況となっています。

■おわりに

欧州から米国、そして中国と、世界各地のSEPに関する最新情報を紹介してまいりましたが、SEPの話題は今回でいったん締めくくります。有難うございました。

- 1 Fair, Reasonable, And Non-Discriminatory (公平、合理的、かつ非差別的)
- 2 European Telecommunications Standards Institute (欧州電気通信標準化機構)
- 3 Anti-anti-suit Injunction

筆者紹介

大貫 敏史

弁理士登録25年のTMI総合法律事務所のパートナー。職場から業務執行停止が求められる悪夢を振り払ってランニングやトレランに逃避する日々。